

# 事後調査報告書

平成 17 年 6 月 28 日

広島市長様

事業者 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

住所 広島市中区基町 10 番 52 号

氏名 広島県

広島県知事 藤田 雄山

電話番号 082 - 228 - 2111

広島市環境影響評価条例第 31 条第 3 項の規定により、次のとおり事後調査報告書を提出します。

対象事業の名称	出島埋立地区廃棄物処分場設置
事後調査の種類	工事の実施中 工事の完了後
事後調査の項目及び手法	別紙 1 のとおり
事後調査の結果	別紙 2 のとおり
環境の保全のために講じた措置	環境影響評価書に記載している環境保全対策（汚濁防止膜の事前展張，工事工程の管理等）を適切に講じ，周辺環境への影響を最小限にとどめた。
その他の	(委託業者名) 名称 ㈱エヌ・イーサポート 代表者 長田 久史 所在地 広島市西区己斐本町 3 丁目 13 番 16 号

(注) 1 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行う場合には、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を「その他」の欄に記載してください。

2 事業者以外の者が把握する環境の状況に関する情報を活用した場合には、当該事業者以外の者の名称及び当該情報の内容を「その他」の欄に記載してください。

3 対象事業に係る施設等が他の主体に引き継がれた場合は、当該主体の氏名（法人にあっては、その名称）並びに当該主体への要請の方法及び内容を「その他」に記載してください。

4 記載事項を枠内に記入できないときは、別紙に記載し、添付してください。

別紙 1

工事の実施中における事後調査の項目および手法

本事業における工事の実施中の事後調査の項目および手法は、表 - 1 に示すとおりである。  
また、調査地点は、図 - 1、図 - 2 に示すとおりである。

表 - 1 工事の実施中における事後調査の項目及び手法等

項 目		地 点 数 及 び 調 査 方 法
騒音	騒音	港湾整備事業既存監視点：3 地点 調査頻度：工事の最盛期（1 回 / 週），他の時期（1 回 / 月） （平成 10 年 環境庁告示第 64 号）
水質	水質（濁度）	港湾整備事業既存監視点： 基本監視点（5 地点），対照点（2 地点），補助点（5 地点） 対象事業計画地追加調査：基本監視点（1 地点） 調査頻度：工事の最盛期（1 回 / 日），他の時期（1 回 / 週） （水中濁度計）
	水質（SS）	港湾整備事業既存監視点： 基本監視点（5 地点），対照点（2 地点），補助点（5 地点） 対象事業計画地追加調査：基本監視点（1 地点） 調査頻度：1 回 / 週 （昭和 46 年 環境庁告示第 59 号）

- （備考）1 騒音監視調査は、港湾整備事業において既存埋立計画地周辺の 3 地点で実施されている。この地点を併用するものとする。
- 2 水質監視調査は、港湾整備事業で実施されている。基本監視点は施行区域上の地点，対照点は海域代表点，補助点は基本監視点で監視基準が満たされない場合の調査実施地点である。対照点，補助点は港湾整備事業の既存監視点と併用し，事業計画地周辺の 1 地点を基本監視点として追加する。

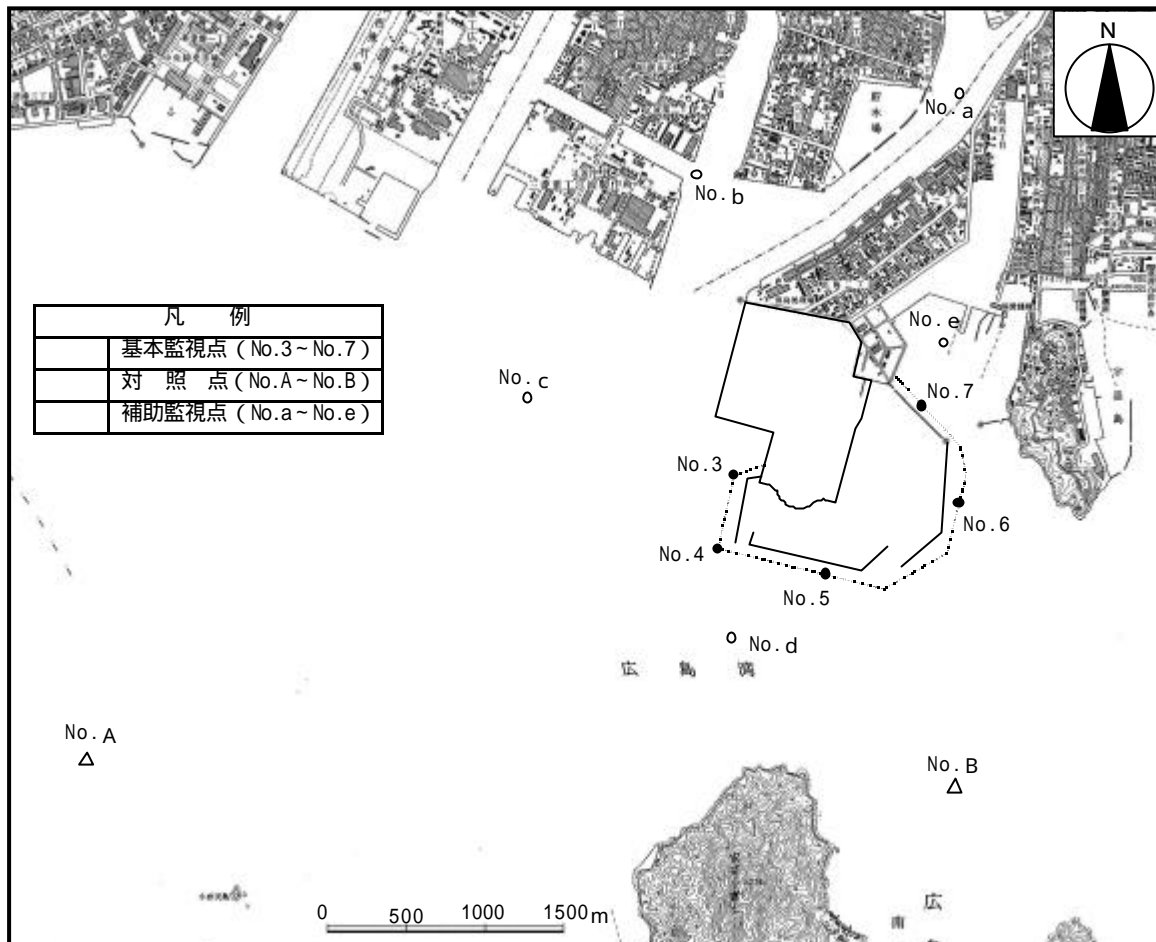


図 - 1 ( 1 ) 水質環境監視地点位置図 (平成 16 年 10 月 6 日 ~平成 16 年 12 月 21 日)

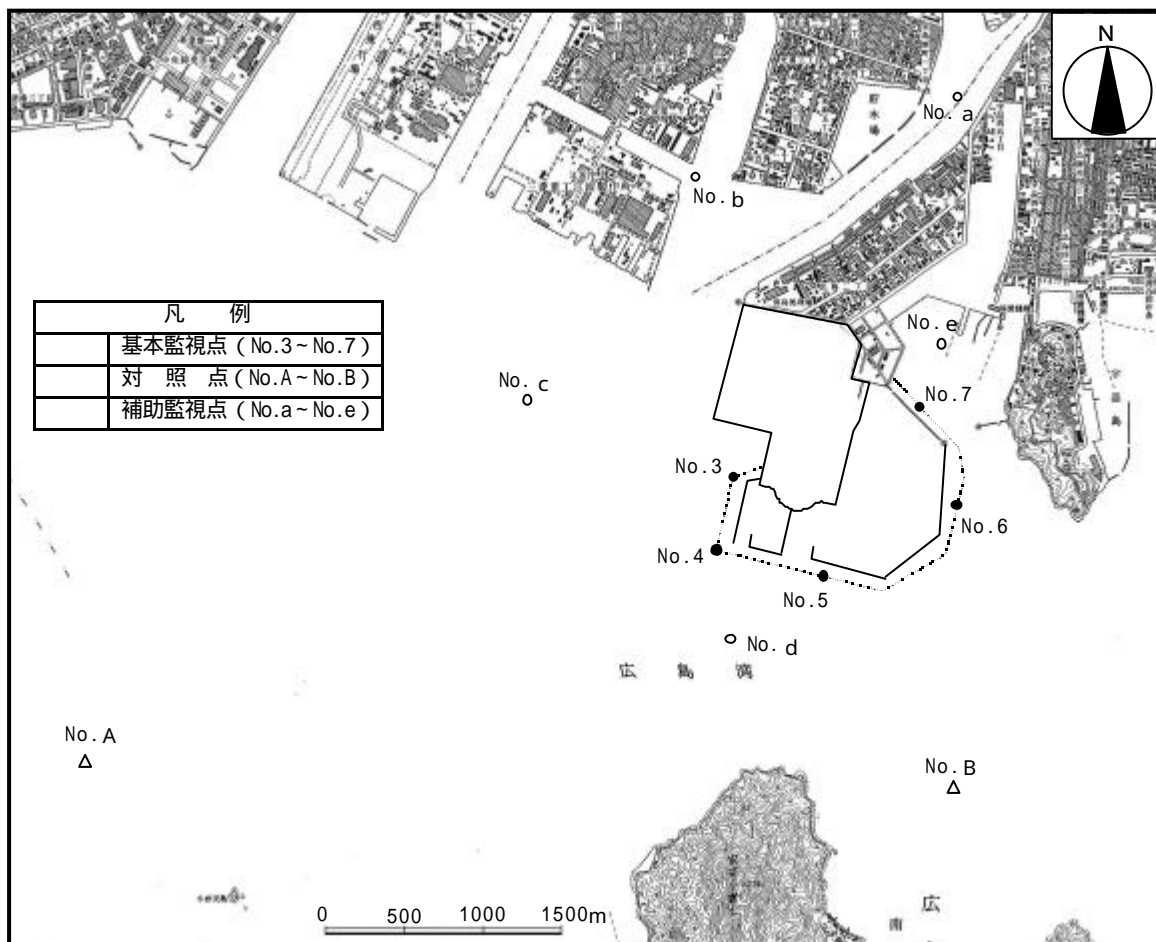


図 - 1 ( 2 ) 水質環境監視地点位置図 (平成 16 年 12 月 22 日 ~平成 17 年 1 月 25 日)

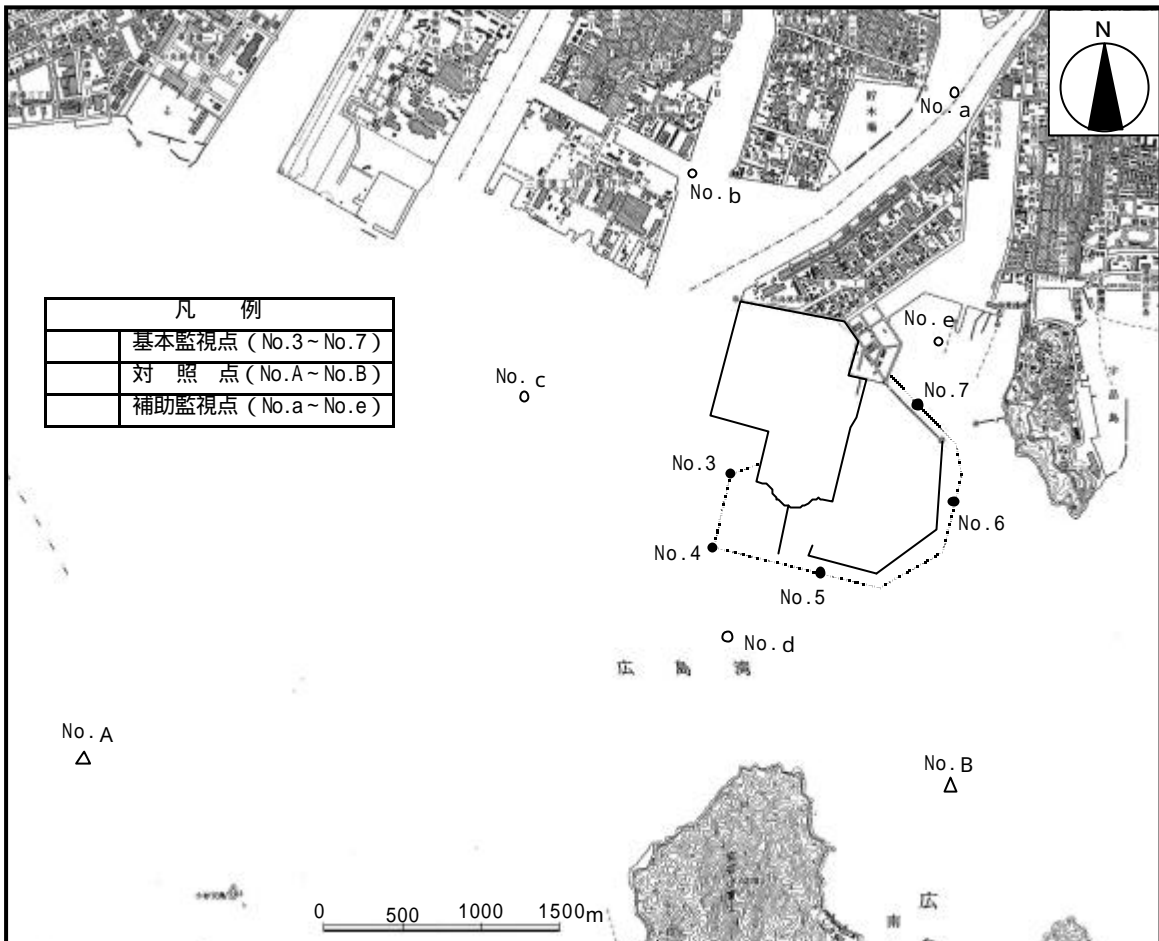


図 - 1 (3) 水質環境監視地点位置図 (平成 17 年 1 月 26 日 ~ 平成 17 年 3 月 31 日)

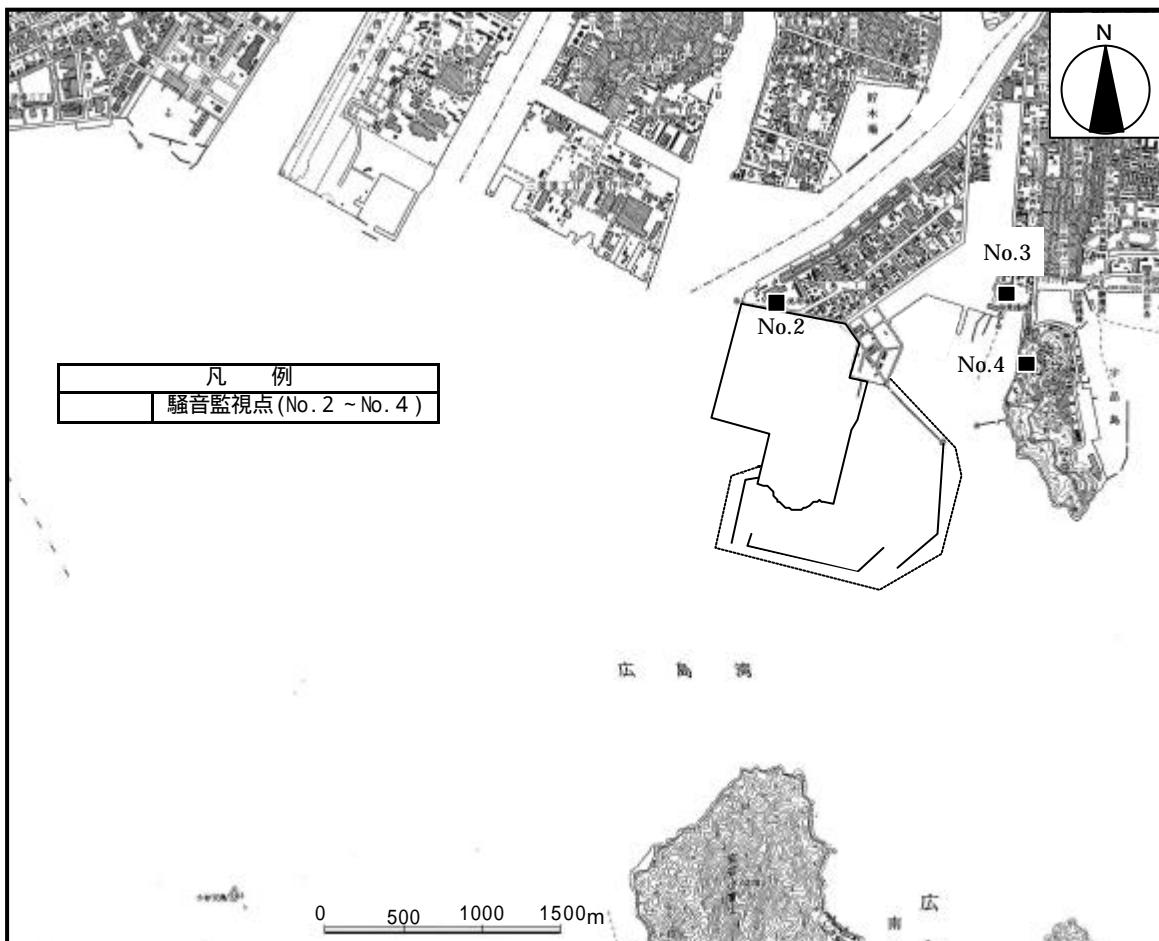


図 - 2 騒音環境監視地点位置図

## 別紙 2

### 1 水質

#### 1-1 水質（濁度）

平成 16 年 10 月から平成 17 年 3 月までの施行区域周辺における水の濁り（濁度）について監視調査を行った結果は、表 - 1 に示すとおりである。

表 - 1 濁度調査結果 (単位：度)

年	月	日	基本監視点					対照点	
			No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. A	No. B
平成 16 年	10	6	2.3	1.8	1.7	2.5	3.2	1.5	
		13	2.8	1.7	2.3	3.3	3.3	1.4	
		18	3.0	3.1	3.2	2.7	3.2	2.2	
		27	3.3	1.4	1.7	2.6	3.0	1.3	
	11	2	2.5	2.3	2.1	2.4	2.1	1.4	
		10	3.6	1.6	2.1	2.9	2.2	1.2	
		17	1.7	1.1	1.6	1.6	1.6	1.2	
		24	1.8	1.3	1.5	1.6	1.6	1.1	
	12	1	2.1	6.1	3.6	1.6	1.6	1.5	
		8	2.0	1.2	1.3	1.4	1.5	1.0	
		15	2.1	2.3	2.3	2.2	1.9	1.0	
		22	1.6	1.4	1.4	2.0	2.7	1.1	
		23	2.1	2.6	1.7	2.4	1.9	1.0	
		24	1.9	2.2	2.0	2.0	2.6	1.6	
25		1.9	2.1	2.4	2.1	2.0	1.4		
平成 17 年	1	5	1.3	1.1	1.1	1.2	2.0	1.2	
		6	1.3	1.1	1.0	1.3	1.6	1.0	
		7	2.5	3.2	1.1	1.6	1.8	1.0	
		8	2.1	2.3	2.2	2.0	1.9	0.9	
		9	2.1	1.7	1.9	1.8	2.0	0.9	
		10	1.5	1.5	1.7	2.7	2.1	1.1	
		11	3.4	3.2	2.7	3.1	3.3	1.0	
		12	3.3	3.1	3.2	3.2	2.4	1.2	
		13	2.4	2.7	2.4	2.9	3.1	1.2	
		14	3.2	2.8	2.8	3.5	3.1	1.5	
	17	2.8	2.1	2.1	3.1	2.6	1.7		
	26	1.3	1.4	1.4	1.4	1.5	1.3		
	2	2	1.2	1.0	1.0	1.1	1.3	0.7	
		9	1.9	1.7	1.4	1.8	1.6	1.2	
16		1.2	1.1	1.0	1.5	2.0	1.1		
22		1.3	1.2	1.2	1.3	1.3	1.0		
28		1.2	1.1	1.2	1.2	1.4	1.0		
3	10	2.0	1.9	1.7	2.0	2.9	1.4		
	15	2.0	1.7	1.8	2.2	2.1	1.5		
	22	1.3	1.3	1.3	1.2	1.5	1.1		
	28	1.6	1.5	1.5	1.4	2.1	1.1		

注) 1.濁度調査は、概ね 1 週間間隔（浚渫，床掘施工時は 1 回 / 日）で実施した。

2.基本監視点，対照点の各値は，上層（海面下 2m 層）と下層（海面下 10m 層，水深が 10m 以浅の場合は海底面上 1m 層）の平均値である。

3.対照点は，No. A と No. B の平均値である。

1-2 水質（SS）

平成 16 年 10 月から平成 17 年 3 月までの施行区域周辺における水の濁り（SS 濃度）について監視調査を行った結果は、表 - 2 に示すとおり監視基準を満足しており、対象事業計画地周辺域への影響は見受けられない。

表 - 2 SS 調査結果 (単位：mg/L)

年	月	日	基本監視点					対照点		監視基準	監視基準との適否
			No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. A	No. B		
平成 16 年	10	6	3	2	3	3	4	1	11	適	
		13	2	1	3	4	4	2	12	適	
		18	4	2	3	4	3	3	13	適	
		27	3	2	2	4	3	2	12	適	
	11	2	2	2	2	4	2	2	12	適	
		10	5	3	4	3	3	2	12	適	
		17	2	2	3	2	3	1	11	適	
		24	2	2	1	1	2	2	12	適	
	12	1	2	6	5	2	3	2	12	適	
		8	2	2	2	2	3	1	11	適	
		15	2	3	3	3	2	2	12	適	
		22	1	N.D.	1	2	3	1	11	適	
27		1	1	1	2	3	2	12	適		
平成 17 年	1	5	1	1	2	1	2	1	11	適	
		12	2	1	3	4	3	2	12	適	
		17	3	1	2	2	4	3	13	適	
		26	2	1	N.D.	1	2	1	11	適	
	2	2	2	1	1	2	2	1	11	適	
		9	1	1	1	N.D.	2	1	11	適	
		16	2	1	2	1	2	1	11	適	
		22	1	1	N.D.	2	2	1	11	適	
		28	1	1	1	1	2	1	11	適	
	3	10	5	3	3	3	4	3	13	適	
		15	3	3	3	3	5	3	13	適	
		22	2	2	2	2	3	2	12	適	
28		2	2	2	2	3	1	11	適		

- 注) 1. SS 濃度の調査は、概ね 1 週間間隔で実施した。  
 2. 基本監視点、対照点の各値は、上層（海面下 2m 層）と下層（海面下 10m 層、水深が 10m 以浅の場合は海底面上 1m 層）の平均値である。  
 3. 対照点は、No. A と No. B の平均値である。  
 4. 監視基準は、対照点 2 地点 (NoA, NoB) の平均 SS 濃度に 10mg/L を加えた値とする。  
 5. 「N.D.」とは、定量下限値未満のことである。

## 2 騒音

平成 16 年 10 月から平成 17 年 3 月までの施行区域周辺における工事に伴う騒音についての監視調査は、表 - 3 に示すとおり、全監視調査を通じて全て監視基準を下回っている。

表 - 3 騒音調査結果

年	月	日	回数	騒音レベル[dB(A)]			監視基準 [85dB(A)] との適否
				90%レンジ上端値			
				No. 2	No. 3	No. 4	
平成 16 年	10	25	1 回目	69	62	66	適
			2 回目	68	63	68	適
	11	10	1 回目	66	64	67	適
			2 回目	59	65	64	適
	12	8	1 回目	67	60	63	適
			2 回目	70	61	69	適
平成 17 年	1	13	1 回目	70	67	65	適
			2 回目	66	63	67	適
	2	9	1 回目	61	63	61	適
			2 回目	66	65	64	適
	3	10	1 回目	75	61	70	適
			2 回目	64	61	63	適